

視覚障害者の移動を支援する同行援護に関する実態把握と課題（2） —地域差と制度の理解度に関する都道府県・市区町村調査—

堀智貴¹・坂本洋一²・高木憲司³・片桐大樹⁴・中野泰志⁵・末田靖則⁶

Hiroki Katagiri¹・Yoichi Sakamoto²・Tomotaka Hori³・Kenji Takaki⁴・
Yasushi Nakano⁵・Yasunori Sueda⁶

同行援護については、平成23年10月からのサービス開始後、全国的な調査がなされておらず、またサービス提供量等の地域差等が指摘されている。そのため、平成25年度にその実態把握を目的として、都道府県および市区町村に対する全国調査を実施した。その結果、事業の実施状況、運営の実態、従業者養成研修の状況等が明らかになった。これらに基づき都道府県および市区町村の側面から同行援護事業の課題を整理した。

キーワード：視覚障害、障害者総合支援法、移動支援、同行援護

Keywords：Visual Impairments、Total Support Act for Persons with Disabilities、Transportation Services、Transportation Services including Information Provision and Communication Supports

1. 研究の目的

2011（平成23）年10月に障害者自立支援法の一部改正に伴い、自立支援給付として視覚障害児・者のための「同行援護」が新しく創設された。同行援護については、平成25年度時点において、サービス提供量等の地域差等が指摘されていた。本研究は、その実態把握のための調査を通じて、都道府県および市区町村の側面から同行援護事業の課題を整理することを目的とした。

2. 方法

2-1 市区町村対象調査

同行援護の支給の実態をアンケート郵送調査法により行った。全国の市区町村(1,742件/悉皆)に対して送付し、920件の回答を得た（回収率52.8%）。主な調査内容は、同行援護の支給状況、運営基準の状況、同行援護の課題、同行援護従事者養成研修の実施状況等であった。

調査期日は2013（平成25）年11月であった。

2-2 都道府県対象調査

同行援護の支給の把握状況等をアンケート郵送調査法により行った。全国の都道府県(47件/悉皆)にアンケートを送付し、40件の回答を得た（回収率85.1%）。主な調査内容は、支給

-
- 1) 株式会社ピュアスピリッツ・経営学士・〒101-0047 東京都千代田区内神田1-4-15 新誠ビル5F
03-5283-5567・03-5283-5589
 - 2) 株式会社ピュアスピリッツ・社修・〒101-0047 東京都千代田区内神田1-4-15 新誠ビル5F
03-5283-5567・03-5283-5589
 - 3) 和洋女子大学生活科学系・専門士・〒272-8533 千葉県市川市国府台2丁目3番1号・047-371-2196
 - 4) 株式会社ピュアスピリッツ・文学士・〒101-0047 東京都千代田区内神田1-4-15 新誠ビル5F
03-5283-5567・03-5283-5589
 - 5) 慶應義塾大学経済学部・文修・〒223-8521 神奈川県横浜市港北区日吉4-1-1・045-566-1367・045-566-1374
 - 6) 神奈川県総合リハビリテーションセンター七沢更生ライトホーム・理学士・
〒243-0121 神奈川県厚木市七沢516・046-249-2437・046-249-2411

の把握状況、同行援護の課題、同行援護従業者養成研修の実施状況および課題等であった。

調査期日は2013(平成25)年11月であった。

3. 結果

3-1 市区町村対象調査結果

(1) 同行援護の支給状況

市区町村調査で同行援護事業所数(図1)をみると、全体の平均で1市区町村あたり約7.67カ所。「特別区・政令指定都市・中核市」(以下都市部と表記)で約60.72カ所、その他の地域では約3.56カ所となっている。内訳をみると、事業所が「0カ所」の市区町村は都市部ではみられないが、その他の地域では35.3%と3分の1以上を占める。

人口5万人あたりの事業所数(図2)をみると、都市部の市区町村では平均4.31カ所、その他の地域で3.14カ所となっており、都市部の方が約1.2カ所多くになっている。

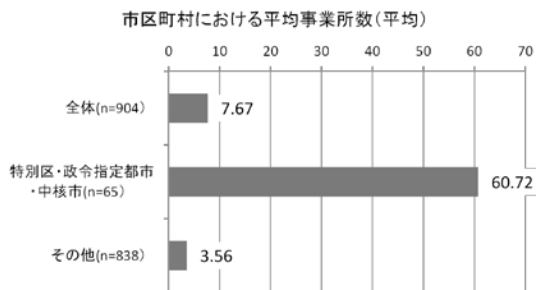


図1 市区町村における同行援護事業所数(平均)

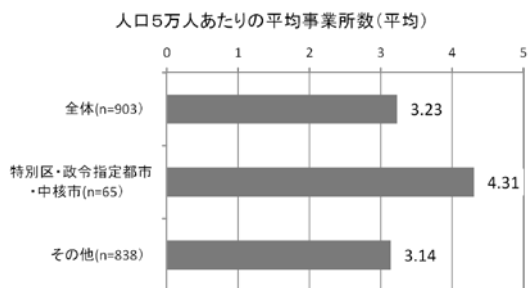


図2 人口5万人あたりの同行援護事業所数(平均)

市区町村調査で同行援護の支給決定件数(図3)をみると、全体の平均で1市区町村あたり約36.46件。都市部の市区町村で約343.06件、そ

の他の地域では約12.00件となっている。内訳をみると、支給決定件数が「0件」の市区町村は都市部ではみられないが、その他の地域では31.6%と3割以上を占める。

人口5万人あたりの支給決定件数(図4)をみると、都市部の市区町村では平均28.83件、その他の地域で8.18件となっており、都市部の方が約20件多くになっている。

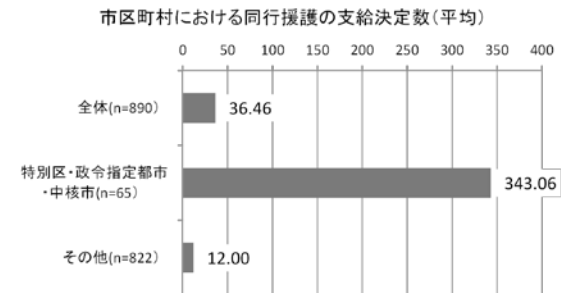


図3 市区町村における同行援護の支給決定数(平均)

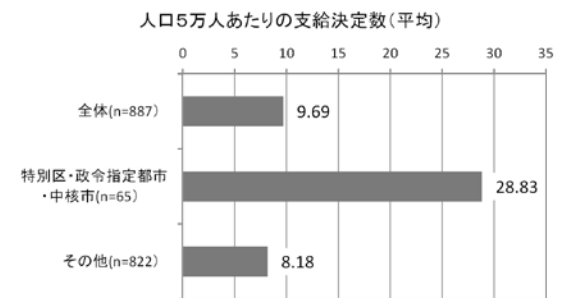


図4 人口5万人あたりの支給決定数(平均)

支給決定件数別に支給決定件数の増減(図5)をみると支給決定件数が「0件」の市区町村が約3割を占める一方で、支給決定件数が多い市区町村において支給決定件数が増加傾向にある。

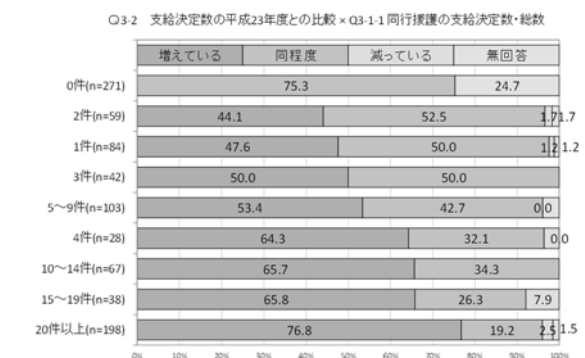


図5 同行援護サービスの支給決定数別 前年(H23年)からの増減

(2) サービス提供における課題

市区町村において、同行援護を提供するにあたっての課題(図 6)をみると、「事業者の不足」については、都市部で課題が「ある」割合が 21.5%に対してその他の地域では 43.9%、同様に「従事者数の不足」は都市部では 26.2%であるのに対してその他の地域では 42.7%。「利用者がいない」は、都市部では 0%であるのに対してその他の地域では 32.4%と、都市部と比較してその他の地域において課題が多いことがわかる。なお、「同行援護従業者養成研修の回数の不足」については、課題が「ある」割合は都市部が 35.4%であるのに対してその他の地域では 21.9%と、研修回数については都市部の方が不足している。

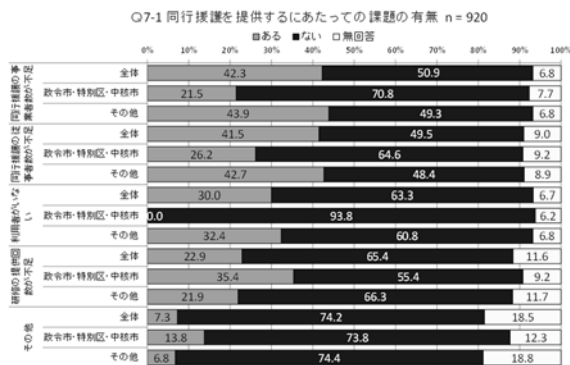


図 6 同行援護を提供するにあたっての課題

(3) サービスの質の担保について

市区町村における研修の実施状況(図 7)は、「都道府県事業として実施」が半数近くを占める一方、「いずれにおいても実施されていない」割合も 4 割以上を占める。都市部とその他の地域と比較すると、都市部の方が同行援護従業者養成研修を実施している割合が高いが、前掲の「課題」にあるとおり、都市部の方が同行援護従業者養成研修の不足を課題としてあげる割合が高いため、実施している割合は高くても、必ずしも充足しているとはいえない。

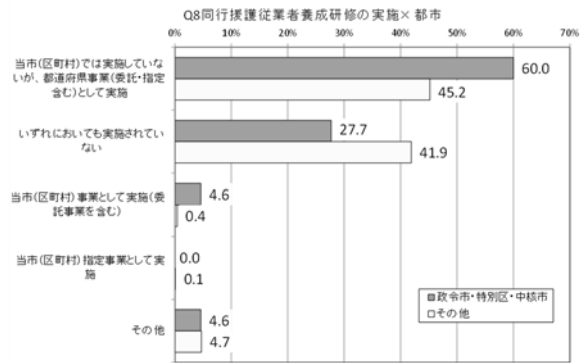


図 7 市区町村における研修の実施状況

3-2 都道府県対象調査結果

(1) 支給状況の把握状況

平成 24 年度における同行援護の支給状況の把握状況(図 8)をみると、支給決定数を把握している都道府県は 27.5%、実利用人数を把握している都道府県は 65.0%、支給決定時間数を把握している都道府県は 10.0%、利用時間数を把握している都道府県は 60.0%となっている。

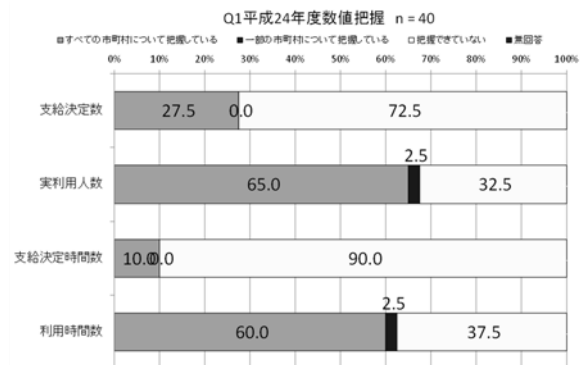


図 8 同行援護の支給状況の把握状況

平成 24 年度における都道府県内の事業者の把握状況(図 9)をみると、同行援護サービス提供事業者数は 97.5%の都道府県で把握されているが、特定事業所加算の取得件数を把握している都道府県は 80.0%、事業者における提供予定件数を把握している都道府県は 5.0%、実際の提供件数を把握している都道府県は 22.5%となっている。

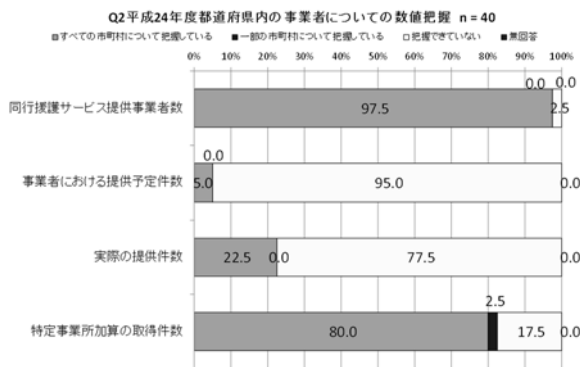


図9 都道府県内の事業者の把握状況

(2) 同行援護従事者・事業者の過不足状況

同行援護従事者の過不足状況をみると、「やや不足」が20.0%、「適当」が22.5%で、「その他」が57.5%となっている。同行援護事業者の過不足状況をみると、「やや不足している」が19.4%、「バランスが取れている」が22.2%で、「その他」が57.5%となっている。「その他」の回答内容としては、事業者、従事者とも、過不足の状況について把握していないという内容が多いほか、地域によって異なる、需給のミスマッチが生じているといった回答が得られた。

(3) サービスの質の担保について

同行援護従業者養成研修の実施回数(図10)をみると、一般課程、応用課程とも半数以上の都道府県において自主事業として実施していない(実施件数が0件)。委託や指定でも年間の開催件数が5件に満たない都道府県が半数以上を占めている。

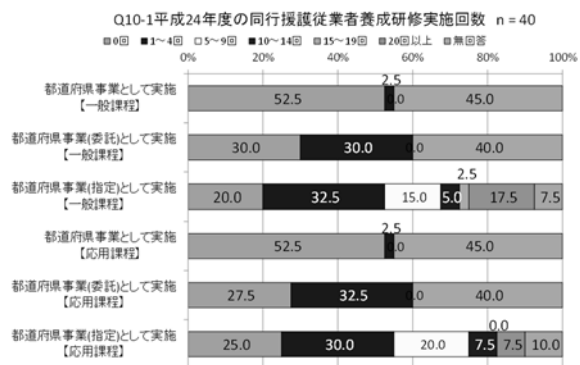


図10 同行援護従業者養成研修の実施回数

障害福祉計画における同行援護従業者養成研修必要数の過不足の状況をみると、一般課程、応用課程とも「ほぼ過不足ない」が約4分の1、「不足している」が5%、「その他」が6割で、その他の回答内容としては、計画に数値設定をしていないという回答が多かった。

4. 考察

本調査の結果、同行援護サービスは、都市部を中心に利用者が一定数確保しやすいところはさらに増加する一方で、都市部以外の利用者自体が少ない地域では現状維持のまま推移するという2極化の状況にあると考えられる。また、都市部とその他の地域でサービス提供の課題を比較すると、その他の地域では事業者数、従事者数が不足していると同時に、「利用者がいない」との回答が3割以上となっている。これは、他の業種と同様、対人サービスが、人口の集中する都市部において機能しやすいことを表している。ただし、都市部で比較的機能している一方で、その他の地域で「利用者がいない」ことが課題としてあげられるのは、同行援護サービス提供の環境が不十分なために利用者が顕在化していないことも念頭に置き、制度の周知等をより進める必要があると考えられる。

サービスの質の担保という視点からみると、現状で同行援護従事者養成研修は、市区町村においては「都道府県事業として実施している」か「実施していない」状態となっている。都道府県においても、十分な回数が行われていないことが推察される。

このように現状において同行援護サービスは地域格差が大きい状態にあり、さらに、サービスの質の担保という点においても十分な対応ができていない状況にあることがわかった。

(本研究は、厚生労働省平成25年度障害者総合福祉推進事業の補助金による)